

科学技術省
大臣官房

2005年11月23日付省令第725号

2005年11月23日付省令第725号 - 大臣官房

科学技術省

大臣官房

科学技術大臣は、自らの権限を行使し、かつ2005年11月23日付連邦官報で公布された2005年11月22日付政令第5.591号の第7条補項の規定を考慮して、以下の通り決定する。

第1条

国家バイオセキュリティ専門委員会（CTNBio）を構成するため、周知の専門的・科学的知識を有し専門分野において現役で活動する12名の専門家を特定するのに用いられる、3倍の数の名前を連記した名簿の作成を担当する特別委員会を設置する。

第2条

委員会の構成は、次の通りとする。

I - ヒトの健康分野の専門家：

- ラドヴァン・ボロジェヴィック氏 - 博士（生物学）、リオデジャネイロ連邦大学（UFRJ）正教授
- リカルド・レンゾ・ブレンターニ氏 - 博士（医学）、サンパウロ大学正教授、ルドヴィッグ癌研究所研究員
- マルセロ・アンドレ・バルシンスキ氏 - 博士（生物科学）、サンパウロ大学・生物科学研究所正教授

II - 動物の健康分野の専門家：

- ロドルフォ・ルンプ氏 - 博士（獣医学）、ブラジル農業牧畜研究会社・国家遺伝子資源バイオテクノロジー・センター（Embrapa Cenargen）研究員III
- ジョルジ・アルメイダ・ギマランエス氏 - 博士（生物科学）、リオグランデドスル連邦大学（UFRGS）正教授。
- アロン・ジュルキエウッツ氏 - 博士（薬理学）、サンパウロ連邦大学（Unifesp）正教授。

III - 環境分野の専門家 :

- ジョゼ・オズワルド・デ・シケイラ氏 - 博士 (土壌科学)、ラヴラ連邦大学 (UFLA) 正教授
- イヴァン・サジマ氏 - 博士 (生物科学)、カンピーナス州立大学 (Unicamp) 準教授
- イマ・セリア・ギマランエス・ヴィエイラ女史 - 博士 (生態学)、エミリオ・ゴエディ博物館正研究員

IV - 植物分野の専門家 :

- エビリオ・レオポルド・レック・フィーリョ氏 - 博士 (遺伝子操作)、ブラジル農業牧畜研究会社・国家遺伝子資源バイオテクノロジー・センター (Embrapa Cenargen) 研究員 III
- エルネスト・パテルニアーニ氏 - 博士 (農学)、サンパウロ大学・ルイス・デ・ケイロス高等研究所 (ESALQ/USP) 元正教授、ブラジル科学アカデミー顧問
- フェルナンド・イラジャ・フェリックス・デ・カルヴァーリョ氏 - 博士 (植物遺伝学/改良)、ペロッタス連邦大学 (UFPEL) 正教授

第 3 条

委員会は、運営に必要な管理上の支援を、科学技術省 (MCT) の研究開発政策計画局 (SEPED) から受けるものとする。

補項 交通費、日当その他の費用は、科学技術省 (MCT) の負担とする。

第 4 条

委員会は、随時、会合し、メンバーの絶対多数の出席により議決することができる。

第 5 条

委員会は、本省令の公布から 30 日以内に報告書を提出するものとする。

第 6 条

本省令は、その公布の年月日をもって発効する。

セルジオ・マシャード・レゼンデ